

千葉県告示第648号

千葉市市税条例（昭和49年千葉市条例第6号）第5条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和2年7月4日以降に到来するものについては、その期限を別途千葉県告示で定める期日まで延長するので、同条例第5条第2項により告示します。

令和2年8月12日

千葉市長 熊谷俊人

都道府県名	指 定 地 域
熊本県	人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、八代市坂本町、葦北郡芦北町